

津情審第 1 号
令和 7 年 2 月 20 日

津和野町選挙管理委員会
委員長 森 元 眞 様

津和野町情報公開不服審査会
会長 岡 本 寛

答 申 書

令和 6 年 2 月 19 日付け津選第 46 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

津和野町選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 12 月 18 日付けで行った非開示決定（以下「本件決定」という。）について、別表 1 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 実施機関は、[redacted]執行の[redacted]選挙において、[redacted]につき被選挙権の宣誓書への記載に虚偽があったとして、公職選挙法第 238 条の 2 第 1 項「立候補に関する虚偽宣誓罪」（以下「対象事件」という。）に該当するとして、同条第 2 項に基づき、告発の手続きを取った。
- 2 審査請求人は、津和野町情報公開条例（平成 17 年津和野町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 3 条に基づき、令和 5 年 12 月 6 日付けで令和 4 年度（6/9、6/14、7/15）に開催した選挙管理委員会の会議録について公文書開示請求を行った。
- 3 実施機関は審査請求人からの公文書開示請求に対し、条例第 6 条に規定する不開示情報の第 6 号及び第 7 号に該当する文書であるとの判断から、本件決定を行った。

（不開示情報）

条例第 6 条第 6 号

実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

条例第6条第7号

監査、検査、取締り、訴訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、事業経費その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することによって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

- 4 審査請求人は条例第17条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定にかかる処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるとの趣旨で令和6年1月23日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- 2 対象事件は松江地方検察庁において、令和5年8月15日付けで不起訴となり終結したもので、条例第6条第6号及び第7号には該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 公文書開示請求のあった会議録については、条例第6条の不開示情報に該当するものであり、本件審査請求は棄却されることは適当である。

<関係条文に対する解釈>

条例第6条第6号について

今回開示請求された会議録は、[REDACTED]を被疑者とした告発について協議した記録文書である。こうした文書を開示することは、協議過程における委員の発言内容を協議案件の対象者に対して示すことになり、発言内容等が把握されることを心配しながらの協議になると率直な意見交換や意思決定への支障が懸念される。また、今回当該文書を開示した場合、他の実施機関や同類の案件において、今後の文書開示の前例になる。今回は特に告発という非常に大きな判断をする会議録であることを踏まえ、非開示と判断した。

条例第6条第7号について

今回開示請求された会議録は、[REDACTED]を被疑者とした告発について協議した記録文書であり、告発後は起訴あるいは不起訴という処分を受けることになり、訴訟に関する情報に該当するものであると判断した。今回の告発は嫌疑不十分の中で不起訴になったものと推測しており、今後第三者による民事または法律に基づく類似手続きが全く発生しないとは確約できないことから、会議録に記された内容が請求者側の利益になる可能性を懸念し、開示すべきでないと判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条に定めるように住民の公文書の開示を求める権利を定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって町政の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに住民の理解を高め、住民参加により開かれた町政の推進に資することにある。条例第5条第1項では、実施機関の長は、公文書の開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記載されているときを除き、開示請求をした者に対し、当該文書を開示しなければならない、また同条第2項では、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記載されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関の長は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないという開示義務がある。この第5条に記載される不開示情報とは、条例第6条各号のいずれかに該当する情報であるが、この第6条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的な判断にあたっては、当該各号の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念等に照らし、かつ公文書の開示を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、対象事件についての協議にかかり3回開催された選挙管理委員会の会議録である。その記載内容は、各回それぞれ、標題、開催された日時、場所、出席者のほか、協議概要で構成されており、その協議概要部分には協議事項や議案名等、議論すべき内容にかかる記載部分と協議意見や決定事項にかかる記載部分に分かれ、協議意見としての委員の発言内容は無記名で記載されている。また、末尾には会議録を証する旨の記載と証明した日及び委員の署名の記載がある。本件決定では、これらのすべてが非開示とされている。

3 争点

実施機関は、本件請求に対し、条例第6条第6号及び第7号を理由に本件決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件決定の取消しを求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件文書の条例第6条第6号及び第7号該当性である。

4 本件文書の条例第6条第6号及び第7号該当性について

(1) 条例第6条第6号及び第7号の基本的な考え方

条例第6条に規定する不開示情報のうち、第6号は「実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」、第7号は「監査、検査、取締り、訴訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、事業経費その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することによって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」について開示しないことを定めている。この「おそれ」の有無についての判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(2) 条例第6条第6号及び第7号該当性について

本件文書の条例第6条第6号及び第7号の該当性について、当審査会において本件文書を見分した上で、以下、本件文書中に記載の項目ごとに分類し、検討する。

① 標題、日時及び場所

本件文書中の標題、日時及び場所は、選挙管理委員会の会議の標題のほか、開催された日時、場所など客観的な事実の記録に過ぎず、これを開示しても、条例第6条第6号に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ、第7号の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

② 出席者

委員については、選挙管理委員会として、6名が委員となっていることは広報等で明記されている。また、委員以外の事務局担当者も出席していることが窺われるが、いずれにしても委員を含む実施機関の職員等がその職務において選挙管理委員会に出席していることを示しているに過ぎず、これら出席者氏名を開示しても、条例第6条第6号に定める率

直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ、第7号の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

③協議概要

【協議事項等にかかる部分】

協議事項等にかかる部分については、選挙管理委員会の協議事項や議案名等、議論すべき内容にかかる記載がなされており、令和4年6月9日の会議録の協議事項については、これを開示しても、審議検討及び協議に影響を及ぼすおそれ、または事務事業の遂行に影響を及ぼすおそれは到底考えにくく、条例第6条第6号及び第7号には該当しない。ただし、同年6月14日及び7月15日の会議録の議案名等については、告発にかかる経緯等、議論すべき内容が記載されており、これを開示することにより、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められ、条例第6条第6号に該当する。

【協議意見等にかかる記載部分】

協議意見にかかる部分については、発言者氏名は記載されていなくとも委員は少人数であり、告発に関しての委員の見解等が忌憚なく率直な意見として述べられており、発言者各人は開示されることを想定して発言したものは到底解されない。よって、これらの部分を開示すると、少人数の委員の誰かが発言したことが容易に推測されることはいうまでもなく、最終決定内容に至る議論の核心部分や回答方針の機微が明らかになれば、委員は発言を躊躇し自由に意見を述べにくくなり、今後の同種の委員会の率直な意見交換や意思決定への支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第6号に該当する。

次に、協議による決定事項について検討したところ、令和4年6月14日の会議録における決定事項に関しては、告発にかかる経緯等が記されており、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第6条第6号に該当する。同年7月15日の会議録における決定事項については、条例第6条第6号及び第7号には該当しないと判断する。

④会議録を証する文面、証明日及び委員の署名

本文書中の会議録を証する文面、証明日及び委員の署名は、選挙管理委員会の会議録の証明に過ぎず、委員名も明らかであるため、これを開示しても、条例第6条第6号に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼ

すおそれ、第 7 号の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

5 協議概要にかかる総括

本文書の協議概要については、条例第 6 条第 6 号または第 7 号に該当すると認められる別表 2 に掲げる部分を除き、開示すべきである。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過等

1 答申に至る経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 7 月 9 日 (第 1 回審査会)	審議
令和 6 年 8 月 29 日 (延期)	台風の影響により延期
令和 6 年 9 月 30 日 (第 2 回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述
令和 6 年 12 月 10 日 (第 3 回審査会)	実施機関からの説明及び意見聴取
令和 7 年 1 月 14 日 (第 4 回審査会)	審議 (答申案)
令和 7 年 2 月 17 日 (第 5 回審査会)	審議 (答申案)
令和 7 年 2 月 20 日	答申

2 津和野町情報公開不服審査会委員名簿

氏 名	所属等	備 考
岡本 寛	島根県立大学地域政策学部 准教授	会長
岩本 浩史	島根県立大学地域政策学部 教授	令和 6 年 11 月 1 日から
杉島 正貴	司法書士・行政書士	
羽柴 貴宏	弁護士	

別表 1 開示すべき部分

標題、日時、場所、出席者、協議概要（別表 2 に掲げる部分以外の部分）、
会議録を証する文面、証明日、署名

別表 2 本件文書の協議概要のうち非開示妥当とした部分

令和 4 年度選挙管理委員会会議録

協議意見及び協議による決定事項

【6 月 9 日開催分】

9 行目から16行目まで

【6 月14日開催分】

7 行目 7 文字目から11文字目

8 行目から16行目まで

【7 月15日開催分】

7 行目 7 文字目から11文字目